

新たな家族の誕生です。

産んでくれてありがとう。

赤ちゃんが生まれたら

1 出生届の手続き

子どもが生まれたときは、出生届の提出が必要です。
市民課窓口(2階)へ、生まれた日を含めて14日以内に届出してください。
届出時に合わせてマイナンバーカードの交付申請ができます。



出生届に必要なもの

1. 出生届書(出産に立ち会った医師や助産師が、出生証明書に記入したもの)
2. 母子健康手帳
3. 出生通知書(こども家庭センター[こども家庭課]提出)

市民課 戸籍住民担当

TEL: 0545-55-2749 [市役所2階 北側]

知っ得memo! 04

広告

ご両親にお伝えしたい 私たち「魚民」の想い

テイク
アウト
OK!

お子様のお誕生・成長のお祝い お世話になった方への感謝の気持ちを

お食い初めは、新生児の生後100日前後に行われる儀式です。乳歯が生え始めるこの時期に、「何でも食べて大きく成長しますように、また一生涯食べることに困らないように」と願いを込めて、食事をする真似をさせます。お宮参り、初節句、七五三祝いなどでは、おひなさまや兜の趣向でお祝いのお席を彩ります。初めての誕生日(1歳のお誕生日)では、一升餅を前後に背負う紅白のお祝い餅袋をお貸しし、お祝いムードを盛り上げます。私たち魚民ではそれぞれの行事に最高のおもてなしでお迎えいたします。



お食い初め膳(祝い鯛付) 3,300円(税込)

※お食い初め膳のみのご注文はご遠慮ください。



お子様成長お祝い会席
6,050円(税込)より



初誕生祝いでは、離乳食の水の鏡開き
(七五三祝いはデザート)をサービス。



大小様々なお部屋でお祝いの席を演出。
(赤ちゃんベッドもご用意致します。)



初誕生祝いは紅白の一升餅袋で演出。
お写真映える紅白袋をお貸しします。



ご予約・お問い合わせ(本店・雅粋庵共通)

TEL. 0545-52-4105

Q 富士市 魚民

http://www.uotami.co.jp



◆本館 富士市吉原三丁目 3-13

◆雅粋庵 GASUIAN 富士市今泉一丁目 8-38

◆営業時間/ 11:30~14:00 17:00~21:00 ※お時間等はご相談ください。

◆定休日/ 月曜日 ※定休日でも、ご利用ご希望の際はお問い合わせくださいませ。

赤ちゃんが生まれたら

2 こども医療費助成制度と児童手当の申請

子どもの医療費の本人負担分(保険診療分)のうち、一部が助成されます。
また、子どもが生まれた月の翌月分から児童手当が受けられます。

富士市役所子育て給付課(4階)で出生日の翌日から15日以内に申請してください。
上記の期間を過ぎてから申請をした場合、児童手当が受けられない月が発生する可能性があります。
児童手当については、公務員の方は勤務先に申請してください。

申請に必要なもの

1. 請求者名義の口座情報が確認できるもの
2. 請求者と生まれた子の健康保険資格情報がわかるもの
3. 請求者の個人番号が確認できるものと運転免許証など(写真付証明書)
4. 配偶者の個人番号が確認できるもの

※個々の事情により、その他の書類が必要となる場合があります。

子育て給付課

TEL: 0545-55-2738 [市役所4階 南側]

～赤ちゃんの行事とお祝いについて～

ご誕生おめでとうございます。日本には生まれてから1歳を迎えるまでの間に、成長をお祝いするための行事がたくさんあります。
でも、いつ何をすればいいの?とお困りのお母さんいらっしゃるのではないのでしょうか。
ここでは、赤ちゃんが生まれてから1歳を迎えるまでに行われるお祝い行事についてご紹介します。

生後7日目の行事

お七夜

赤ちゃんが生まれてから7日目に、赤ちゃんの名前を親族へお披露出し、無病息災を祈願するお祝いです。

生後1ヶ月頃の行事

お宮参り

生後1ヶ月頃に地元の氏神様に赤ちゃんの誕生を報告します。
※地域により異なります。

生後100日目の行事

お食い初め

一生食べ物に困らないようにと祈願するお祝いです。お膳のメニューは、尾頭付きの鯛、握り飯、鯛汁、煮物、香の物、紅白餅などが一般的です。

生後初めての節句の行事

初節句(女の子)

生後初めての3月3日の桃の節句には、雛人形を飾り、両家の親族を招き、ちらし寿司やハマグリのお吸い物、白酒などのお祝い膳を囲みます。

初節句(男の子)

生後初めての5月5日の端午の節句も桃の節句同様、鯉のぼりや武者人形を飾り、チマキや柏餅を食べてお祝します。

生後1年目の行事

初誕生

初めての誕生日。「一升餅」を背負わせて歩かせる風習があります。一生、背負いきれないほどの食べ物に恵まれるよう願います。

知っ得memo! 05

広告

ご予約承ります
お誕生会等のお祝いも承ります。

七五三、
お誕生会等の
お祝いも承ります。

「歯がため」といって、
丈夫な歯が生えるように、
お膳にきれいな石をのせます。

「百日の一粒食」といって、
ごはん粒をひとつ口に入れたり、
尾頭付きの鯛などを食べさせる
真似をします。

「しっかりご飯を食べて、
健やかに育ってほしい。」との
願いを込めて子ども用の茶碗、
箸などをそろえ、箸で食事する
一人前の人として扱います。

食べるものに困らないように
「百日の一粒食」といって、
ごはん粒をひとつ口に入れたり、
尾頭付きの鯛などを食べさせる
真似をします。

産まれた子どもが初めて
大人と同じものを食べるという
成長の節目のお祝い、
百日目のお祝い初めが
「百日(ももか)の祝い」です。

生後100日目前後
「百日(ももか)の祝い」

大切なお子様の
お食い初め
お手伝いさせていただきます。

大切なお子様の
お食い初め
お手伝いさせていただきます。



お食い初め膳

昭和三十三年創業
お祝い初め膳

富士市浅間本町7-10
ご予約・お問合せは お気軽にご相談ください。
TEL. 0545-52-5591

お祝いの情報はコチラから
<https://washoku-masago.net>



知っ得memo! 06

生まれてきてくれてありがとう

広告

お宮参り&百日記念プラン

お宮参り撮影には下記の特典がついてきます

- 撮影全画像データ付き
- 動画も撮影[オリジナルムービー付き]
- 掛け衣装レンタル(無料)
- 兄弟家族撮影料(無料)
- キーホルダープレゼント
- ご自宅にてゆっくりお写真選びできます

何度でも
見返したくなる
大好評!

「はぐくむFUIIを見た」と
お伝えください。

デザインアルバムプランご予約の方特典

「飾れるキャビネプリント」
30枚プレゼント!
オリジナルフォトボックスフレーム付き

6切2枚台紙アルバムプラン
¥24,800(税込)~

デザインアルバムプラン
¥34,800(税込)~

Anniversary.
トータルフォトスタジオ・アニバーサリー

■営業時間 10:00~18:00 ■定休日 火曜 及び 不定休日

TEL. 0545-67-3012 〒419-0205 静岡県富士市天間574-1(大月線沿い)



赤ちゃんが生まれたら お金に関する手続き

1 出産育児一時金の給付

子どもが生まれ、出生届を済ませると、加入している健康保険から一時金が支給されます。

お問合せ先(資格確認書等発行機関)

●国民健康保険加入者

国保年金課

TEL: 0545-55-2751 [市役所3階 北側]

●被用者保険(会社の保険)加入者

勤務先の健康保険窓口

資格確認書等発行窓口等にお問合せください。

2 児童手当

出生届と同時に児童手当の申請も行ってください。(公務員の方は勤務先に申請してください。)

■対象 18歳年度末までの児童を養育している人

■金額 ○3歳未満

・第1子、第2子…月額15,000円 ・第3子以降…月額30,000円

○3歳から18歳年度末まで

・第1子、第2子…月額10,000円 ・第3子以降…月額30,000円

※第1子、第2子、第3子とは…請求者が養育している児童のうち、22歳に達する日以後最初の3月31日までの間に
ある児童の中で、生まれの早い児童から順に数えたものです。

子育て給付課

TEL: 0545-55-2738 [市役所4階 南側]

3 こども医療費助成

■対象 18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童

■助成内容 病気やけがで医療機関を受診したとき、保険診療の医療費の一部を助成しています。

■自己負担金 ・通院…1回500円/月4回まで(500円に満たない場合はその額。5回目以降は自己負担金なし)
・入院…無料(食事療養負担額を含む)

※受給資格者とその配偶者の所得金額の合計が所得制限額を下回る場合、申請により自己負担金を償還します。

子育て給付課

TEL: 0545-55-2738 [市役所4階 南側]

4 未熟児養育医療、自立支援医療(育成医療)

下記のような場合、医療費の自己負担額に対する給付が受けられます。

(1) 未熟児養育医療給付

2000g以下の未熟児など出生時に医師が入院養育を必要と認めた満1歳未満の乳児

(2) 自立支援医療(育成医療)給付

18歳未満で、現在または将来において機能障害を残すおそれがあり、手術等の治療により機能の回復が見込まれる者

(1) 子育て給付課

TEL: 0545-55-2738 [市役所4階 南側]

(2) 障害福祉課 障害給付担当

TEL: 0545-55-2759 [市役所4階 南側]

知っ得memo! 07

25-404-004

広告

福祉金融機関<ろうきん>ならではの、育児のためのローンです。

<ろうきん>が
子育て世帯を
全力サポート!

子育て応援ローン



出産費用・ベビーシッター利用等の費用

学習机等の購入費用 などなど



※商品の詳細は店頭でチラシ・説明書をご用意しています。
※返済試算額は、店頭またはホームページでご確認いただけます。
※諸条件により、お客様のご希望にそえない場合がございます。

ご相談の際に「子育て優待カード」をご提示ください。

「しずおか子育て優待カード」もしくは、しずおか子育て優待カードアプリ内の「しずおか子育て優待カード」画面をご提示ください。
「しずおか子育て優待カード」を持参していない場合でも、母子手帳や保険証等により、お子様の年齢が確認できる場合は対象となります。

いつもあなたの目線で。
静岡ろうきん

ろうきん富士ローンセンター

〒417-0055 静岡県富士市永田町2丁目36 <https://shizuoka.rokin.or.jp>
平日: 9時~17時 水曜: 9時~19時

TEL.0545-52-8333

担当/ローンセンター係

赤ちゃんが生まれたら
お母さんと赤ちゃんのケア

1 産婦健康診査

産後のお母さんの健康管理のために産婦健康診査を受けましょう。富士市では、委託医療機関および委託助産所で受ける産婦健康診査の費用を一部公費で負担します。(上限 2 回)

- 受診時期の目安 出産後の外来受診時に使用できます。入院中は受けることができません。
第 1 回目は産後 2 週間、第 2 回目は産後 1 か月を目安に受けます。
- 健 診 内 容 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェック
- 助成金の上限額 対象者 1 人につき 2 回まで対象となり、1 回につき上限 5,000 円
助成金の上限額を超える部分は自己負担となります。
- 受 診 方 法 産婦健康診査受診票を医療機関、助産所へ提出してください。
静岡県が協定を締結している病院、診療所または助産所で検査を受けることができます。

利用できる医療機関(市内) ※市外局番(0545)

施設名	所在地	電話	施設名	所在地	電話
武田産婦人科医院	宮島 330-7	63-5122	中島産婦人科医院	青島町 160	51-4188
たむらレディースクリニック	米之宮町 250	65-7777	富士市立中央病院	高島町 50	52-1131
菜桜助産所	宮島 1062-8	63-1608	富士レディースクリニック	原田 2254-1	050-3355-3395

※静岡県外の協定外医療機関で受診した場合、出産後 6 か月以内にこども家庭センターへ申請してください。

こども家庭センター(こども家庭課) TEL:0545-55-2896 [市役所4階 南側]

2 新生児聴覚スクリーニング検査

新生児聴覚スクリーニング検査は、赤ちゃんの聞こえの障害(聴覚障害)を早期に発見するために実施する検査です。
早期に発見し、適切な支援を受けることが、ことばの発達を促すために大切です。
富士市では、新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部を公費で負担します。

- 助 成 の 対 象 者 新生児聴覚スクリーニング検査を受けたお子さんの保護者
- 受診時期の目安 出生後、入院中に受けます。入院中に受けられない場合は、生後 1 か月以内に受けてください。
- 助成金の上限額 検査方法により助成金額の上限が変わります。
自動聴性脳幹反応検査(自動 ABR)／4,700 円 耳音響放射検査(OAE)／2,100 円
助成金の上限額を超える部分は自己負担となります。
検査費が上限額より少ない場合は、その金額が助成の額となります。

利用できる医療機関(市内) ※市外局番(0545)

施設名	所在地	電話	施設名	所在地	電話
武田産婦人科医院	宮島 330-7	63-5122	富士市立中央病院	高島町 50	52-1131
中島産婦人科医院	青島町 160	51-4188	富士レディースクリニック	原田 2254-1	050-3355-3395

※静岡県外の協定外医療機関で受診した場合、出産後 6 か月以内にこども家庭センターへ申請してください。

こども家庭センター(こども家庭課) TEL:0545-55-2896 [市役所4階 南側]

3 産後ケア事業(宿泊型・日帰り型・訪問型)

富士・富士宮市内の産婦人科医院や助産所に、赤ちゃんとお母さんで宿泊、日帰り及び訪問を利用し、次のケアを受けることができます。
■お母さんの心と体のケアや保健・栄養指導
■授乳の仕方(乳房ケア含む)や、育児の仕方についての相談や指導など

利用できる方

富士市内に住所を有する赤ちゃんとそのお母さん
※お母さんや赤ちゃんに医療行為の必要がある方は対象外
※流産・死産された方も利用できます。(グリーフケア対応機関)

	対象児	利用時間	利用限度	利用料 (1泊2日あたり) [市民税課税世帯]
宿 宿泊型	1 歳のお誕生日前日まで ※受入れ対象児につきましては各医院等で異なります。	1泊2日の場合、午前9時から翌日の午後5時まで	6 泊 7 日	12,600円～14,600円
日 日帰り型(1日)		午前9時から午後5時まで	7 日	3,500円～10,600円
日 日帰り型(2時間)		2 時間	合わせて 7 日	1,800円
訪 訪問型		1 時間 30 分		1,800円

利用料について

- ①利用する医院等や世帯の課税状況、利用形態により利用料が決まります。
- ②利用料は、利用者の方が直接、利用した医院等にお支払いいただきます。医療保険は適用外となります。
- ③利用料は宿泊型・日帰り型・訪問型に応じて変わります。
※詳しくはこども家庭課へお問い合わせください。



産後ケア事業について

利用方法

- ①利用希望がありましたら、事前に電子申請(右側QRコード)による申請が必要です。
- ②申請後に送信されるメールを、利用時に事業所へご提示ください。
- ③「宿泊型」及び「中島産婦人科医院の日帰り型1日」を利用希望の方は、こども家庭センターにて日程調整をするため、こども家庭センター(電話0545-55-2896)にご連絡ください。
その他、助産所の「日帰り1日」「訪問」「日帰り2時間」は直接利用希望の施設まで予約をしてください。
- ④お母さんと赤ちゃんで、利用を開始してください。
- ⑤利用施設の請求に基づき、利用料をお支払いください。



電子申請

利用できる産婦人科医院及び助産所

利用する医院等は利用者の方が希望できます。
ただし、宿泊型と日帰り型は空きベットを利用するため、必ずしもご希望に添えない場合があります。

※市外局番(0545)					
	施設名	住所	電話番号	利用対象	利用形態
富士市	武田産婦人科医院	宮島330-7	63-5122	1.5か月未満	宿
	中島産婦人科医院	青島町160	51-4188	2か月未満	宿 日
	富士レディースクリニック	原田2254-1	050-3355-3395	1か月未満	宿
	富士市立中央病院	高島町50	52-1131	1.5か月未満	宿 双
	菜桜助産所	宮島1062-8	63-1608	1歳未満	日 E2h 訪 双 グ
	母子サロンほっぺほっぺ	松岡	090-8546-4820	1歳未満	E2h 訪 双 グ
	富士母乳育児相談室	瓜島町137 C102	67-5854	1歳未満	日 E2h 訪 双 グ
	マミーズテラスクレー	岩本93-18	070-8969-1041	1歳未満	訪 双 グ
	助産ケア ふわふわ	富士見台	090-8048-6007	1歳未満	日 E2h 訪 双 グ
	あお助産院	山宮11-11	080-8050-8007	1歳未満	宿 日 E2h 訪 双 グ
富士宮市	ふじの宮助産院	沼久保624-1	090-5850-7306	1歳未満	日 E2h 訪 双 グ
	NPO法人母力向上委員会	野中1136	0544-78-0741	1歳未満	日 E2h

- 宿 : 宿泊型
- 日 : 日帰り型
- E2h : 日帰り型2時間
- 訪 : 訪問型
- 双 : 双子可
- グ : グリーフケア対応可

こども家庭センター(こども家庭課) TEL:0545-55-2896 [市役所4階 南側]